

ID Federation サービス利用規約

第1章 総 則

（規約の制定）

第1条 当社はID Federation サービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これによりID Federation サービス（1の認証機能を通じて複数のサービス又はシステム（当社が指定するもの及び契約者から申出があったもので当社がこれを認めたものに限り）に認証行為なく接続可能な機能等を提供するものをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定（本サービスの仕様に関する記述を含みます）は、本規約の一部を構成するものとします。

3 契約者は本サービスの利用に必要な当社が別に指定するアプリケーション（以下「認証用アプリケーション」といいます）を使用する場合、本規定に加え、認証用アプリケーションの利用規定を順守するものとし、認証機能の利用者にも順守させるものとし、利用者の違反につき契約者が一切の責任を負うものとします。

（本規約の変更）

第3条 当社は本規約（前項に定める諸規定を含みます）を変更することがあります。この場合、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の定めによります。

2 前項の変更の内容及びその効力発生時期は第24条（契約者に対する通知）に定める方法により契約者へ通知します。

3 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第2章 契約

（申込と承諾）

第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾します。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの申込者が第11条（利用停止）1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 本サービスの申込者が過去において第11条（利用停止）1項各号のいずれかに該当するとき
- (5) 本サービスの申込者が、日本国内の法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）でないとき。
- (6) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
- (7) その他当社の業務に支障があるとき

4 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

（届出事項の変更）

第5条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社はその責を負わないものとします。

（契約者の地位の承継）

第6条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止）

第7条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

（契約者が行う本契約の解除）

第8条 契約者は本契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。

（当社が行う本契約の解除）

第9条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。

(1)第11条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2)当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき。

(3)第4条（申込と承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4)その他本規約に違反したとき。

2 当社は前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（異名義の取り扱い）

第9条の2 当社の Universal One サービスの利用を前提とした本サービスに係る機能の利用申込みがあった場合で、契約者がその Universal One サービスの契約者（以下「Universal One 契約者」といいます）と同一でないときは、当社はその機能に係る利用申込みを承諾しない場合があります。

2 前項にかかわらず、契約者が、Universal One 契約者の同意を得ている事を条件に、当社所定の方法による申し出をした場合であって、当社がこれを承諾した場合、当社はその Universal One 契約者を本サービスの利用者として扱うものとします。

3 前項に起因して第三者に生じた損害の責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。

第3章 利用中止等

（利用中止）

第10条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1)当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。

(2)本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3)天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(4)本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。

(5)法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（利用停止）

第11条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2)第23条（契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3)前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備（電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備を言います。以下、同じとします。）に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

（料金）

第12条 本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 物価の上昇、電気料金等の経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正、提携事業者と当社間の契約条件の変更その他の事由等により契約金額が不相当となった場合、当社は、原則として料金の変更を実施できるものとします。また、料金を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。なお、提携事業者とは本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者または本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者をいいます。

（料金の支払義務）

第13条

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、利用料金の支払を要します。

2 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

（割増金）

第14条 契約者は、利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第15条 当社は、契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データ等の取扱い

（データ等の取り扱い）

第16条 当社は、当社の電気通信設備又は本サービスの利用に係る契約者のソフトウェア、アプリケーション、その他の電子ファイル等の電子媒体に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

（データの利用）

第17条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等の確認、複写または複製をすることがあります。

（データ等の削除）

第18条 第22条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は、第8条（契約者が行う本契約の解除）又は第9条（当社が行う本契約の解除）の本契約の解除、があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、本契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

第6章 損害賠償

（責任の制限）

第19条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

（免責）

第20条 当社は前条第1項の場合を除き、契約者に係る損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

（非保証）

第21条 当社は契約者に対し以下を保証するものではありません。

- (1) 本サービスが第三者の権利を侵害しないこと
- (2) 本サービスが契約者の期待通りの品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと
- (3) 本サービスを利用する事によって、利用する端末内のアプリケーションやデータ等に影響を及ぼさないこと
- (4) 認証用アプリケーションがいかなるPC、スマートフォンおよびタブレットでも利用できること
- (5) 生体認証機能はWindows Hello、FaceID/TouchID、Android 指紋/顔認証等と端末の機能を使用しており、当社が提供する機能でなく当社の保証するものではありません。

第7章 雑則

（本サービスの廃止）

第22条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

（契約者の義務）

第23条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスの第三者への利用許諾、再許諾、その他第三者が本サービスを利用可能となるような行為をしないこと
- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (4) 第三者になりすまして本サービス利用する行為をしないこと
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (6) 本サービスに係る当社の設備等（本サービスの提供に必要な当社以外の設備を含みます。以下、同じとします。）に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (8) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (9) 本サービスの構成要素を、契約者のイントラネット上以外の場所に、又はその他本サービスの利用目的以外で、構築、転送又は複製しないこと
- (10) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（契約者に対する通知）

第24条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>)に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時又は FAX 受信機に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

（当社の知的財産権）

第25条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集・翻案・翻訳・派生物の生成等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他のプログラム等に係るソースコード等の抽出を行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

（個人情報の取扱い）

第26条 本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)、およびアプリケーション・プライバシーポリシー (https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/ap_policy.html) によります。

（守秘義務）

第27条 契約者は、本サービスに関して開示された営業上、技術上又はその他の業務上の秘密（取扱マニュアル等を含みます。以下「機密情報」といいます。）を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、当社の書面による事前の承諾なしに第三者に公表、漏洩または本サービス利用の目的以外に使用してはならないものとします。ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。

(1) 開示の時に公知である情報。

(2) 契約者への開示後に契約者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報。

(3) 契約者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報。

(4) 契約者が当社から入手した機密情報によらず独自に開発した情報。

(5) 当社が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報。

２ 契約者は、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で当社の機密情報を当該機関に対して開示することができます。ただし、契約者はかかる要求があった場合、可能な範囲でその開示の前にその旨当社に通知するものとします。

３ 本条の規定は、本サービスの利用契約終了後も、引き続き有効に存続するものとします。

（輸出規制）

第２８条 契約者は本サービス及び本サービスに使用されている技術（以下「本サービス等」といいます）を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規ならびに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの法規を遵守するものとし、ならびに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。契約者は本サービス等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

（管轄裁判所）

第２９条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第３０条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

通則（料金及び工事費に係るもの）

（料金の計算方法等）

- 1 当社は、契約者が本サービスに係る契約に基づき支払う料金のうち、利用料金を料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線の利用料金は、本サービス料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。

（端数処理）

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金の一括後払い）

- 5 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金の支払方法）

- 6 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金を支払っていただきます。

（料金の相殺）

- 7 当社は、返還すべき料金が発生した場合は、それ以後の料金月の料金でその返還すべき料金を相殺して返還することがあります。

（消費税相当額）

- 8 本規約により支払いを要するものと定められている料金額は、税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額の合計と異なる場合があります。

（注）料金表に規定する料金額は「税抜価格（税込価格）」として表記します。

（その他租税公課等）

- 9 8 に規定するほか、契約者は、本サービスに係る契約又は本サービスの利用に伴い、法令等に基づき租税公課又は手数料等を課せられるときは、その租税公課又は手数料等の支払いを要します。

（料金等の臨時減免）

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

（注）当社は料金の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

（サービスレベルアグリーメント（SLA））

- 11 当社は、本サービス（導入サポートメニューに係るものを除きます。以下、本項において同じとします。）について、次のとおりサービスレベルアグリーメントサービス（以下「SLA」といいます。）を適用します。

- （1）当社の責めに帰すべき理由により、本サービスのサービスレベル対象の月間稼働率が次表に定める割合に該当する場合、その料金月における月額利用料金（導入サポートメニューに係る料金を除きます。）に次表に定める料率を乗じて得た額を、契約者の申し出により返金するものとします。

稼働率	料金返還率
99.8%以上～99.95%未満	3%
98%以上～99.8%未満	5%
90%以上～98%未満	20%
90%未満	100%

- （2）当社は、SLA の適用にあたり、当社が契約者に提供する本サービスの認証機能が契約者の全ての ID において利用できなくなった時間を次号に規定する故障時間として測定します。

- （3）当社は、次のとおり故障時間を測定します。

- （a）故障時間と利用可能時間は当社の監視システム及び監視部門の故障現認時刻に基づき計測されます。
- （b）故障時間は当社が故障を記録し始めた時点から、当社がサービスが回復したと記録した時点までとします。

- （4）月間稼働率は次の式に従って算出します。

稼働率（％）＝（月の総利用可能時間（分）－月の累積故障時間（分））÷月の総利用可能時間

月の総利用可能時間＝当月日数×1,440 分

ただし、以下の場合には故障時間に含まれません。

- （a）第 10 条（利用中止）の規定による本サービスの利用の中止
- （b）冗長システムの切り替わり時間
- （c）当社の責によらない原因による故障又は障害（DDoS 攻撃、ネットワークの輻輳等によるものを含みます。）

- (d) システム高負荷時によるレスポンス不安定、ないし遅延等でログイン時間がかかる場合
- (e) ID ポータル機能（当社が契約者に対して提供するポータルにおいて、ID 数の増減や利用者に対する ID の割当て等を操作可能な機能をいいます）
- (f) 下記を起因とする認証、ならびに認証連携不可
 - ア 契約者の環境／端末起因
 - イ 認証連携するアプリケーション起因
 - ウ 本サービスを利用するための回線サービスおよび接続サービス部分起因
- (g) 本サービスの機能を利用可能なアプリケーションを起点とするシングルサインオン機能を利用した場合の故障又は障害

(5) SLA に基づく料金の返還については次のとおりとします。

- (a) 契約者は、SLA により料金の返還を請求するときは、対象となる料金月の翌月初日から 3 ヶ月以内に、当該請求を行うものとします。当該 3 ヶ月を経過する日までに返還請求をしなかった場合、その権利を失うものとします。
- (b) SLA に基づく料金の返還を受けた契約者は、当該 SLA 事由に係る損害賠償を請求しないものとします。
- (c) 第 19 条（責任の制限）第 1 項に基づき損害の賠償を受けた契約者は、SLA に基づく料金の返還を請求しないものとします。

別紙1
料金表

1 利用料金

1-1. ID Federation ベーシック

			月額	
メニュー	内容		単位	価格（税込価格）
基本メニュー	・ シングルサインオン ・ IP アドレス制限 ・ ID/パスワード認証 ・ ID 管理 ・ ログ管理		1 の ID ごとに	100 円（110 円）
オプションメニュー	アプリケーション追加	1 アプリケーション	1 の ID が接続する 1 のアプリケーションごとに	50 円（55 円）
		5 アプリケーションパック	1 の ID ごとに	200 円（220 円）
		10 アプリケーションパック	1 の ID ごとに	300 円（330 円）
	多要素認証	PingID ・ モバイルアプリ認証 （スワイプ、生体認証） ・ FIDO2 生体認証 ・ デスクトップ OTP 認証	1 の ID ごとに	100 円（110 円）
		TOTP 認証	1 の ID ごとに	100 円（110 円）
		機体認証	1 の ID ごとに	100 円（110 円）
		メール OTP 認証	1 の ID ごとに	100 円（110 円）
備考 本サービスに係る ID 又はアプリケーションの数（以下「ID 数」といいます。）の変更があった場合は、その月の最大の ID 数に基づき利用料金を適用します。				

1-2. ID Federation パスワードレス

月額			
メニュー	内容	単位	価格（税込価格）
ID Federation パスワード レス	パスワードレス認証のクラウドサービス ・ FIDO2 生体認証などの多要素認証 ・ シングルサインオン ・ IP アドレス制限 ・ メール通知 ・ ID 管理 ・ ログ管理	1 の ID ごとに	300 円（330 円）
備考 本サービスに係る ID の変更があった場合は、その月の最大の ID 数に基づき利用料金を適用します。			

2 導入サポートメニューに係る料金

区 分		単位	価格（税込価格）
設定代行	ID Portal 設定代行	1 回	50,000 円 (55,000 円)
	SP_SAML 設定代行	1 のアプリケーションごとに	50,000 円 (55,000 円)

サポート	訪問サポート	首都圏（東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県とします）に係るもの	1 の訪問ごとに	30,000 円 (33,000 円)
		上記以外	1 の訪問ごとに	100,000 円 (110,000 円)

備考

1 当社は、導入サポートメニューが完了した場合、その旨を契約者に通知します。契約者は、その通知を受けたときは、遅滞なく確認検査を行い、当社に確認検査の可否を通知するものとします。

2 前項に基づき当社が通知した日から起算して 10 営業日（当社の営業日とします。）以内に、確認検査の可否通知がない場合又は当社に過失がないにもかかわらず契約者が確認検査の合格を通知しない場合は、当該確認検査は合格であったものとみなして取扱います。

3 第 1 項の確認検査に当社が合格しなかった場合（当社に過失がある場合に限りします。）は、当社は修補を行うものとし、その場合は修補完了時点で再度前 2 項と同様の確認検査を行うものとします。

4 確認検査の合格をもって、契約者は導入サポートメニューに係る料金の支払いを要するものとします。その確認検査の合格後に、契約者が追加の導入サポートメニューを要望する場合は、当社指定の方法に基づき、新たに導入サポートメニューの申込みをするものとします。

5 第 19 条の規定に関わらず、当社は、導入サポートメニューを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

6 前項の規定は、当社に故意又は重大な過失がある場合は適用しません。

7 導入サポートメニューに係る具体的な作業内容は、当社が申込内容に基づき個別に指定するものに限りします。

8 当社が導入サポートメニューを提供するために必要な環境等（当社が申込内容に基づき個別に指定するものとします。）を契約者が用意しなかったことにより、当社がその導入サポートメニューを提供できなかった場合、契約者はその導入サポートメニューに係る料金を支払うものとします。

9 訪問サポートの 1 の訪問は、平日（土日祝日を除く）午前 9 時から午後 5 時の間の最長 3 時間までとします。この時間内で、契約者が申し込んだ設定代行が完了することを保証するものではありません。

10 当社が訪問サポートを提供する地域に、次の場所は含まれないものとします。

（1）離島（北海道、本州、四国、九州及び沖縄を除く島の中で、これらの島と繋がっていない島をいいます。）

（2）契約者が指定した地域の都道府県の県庁所在地から、公共の交通機関を利用した場合に 2 時間以上の時間を要する場所

11 導入サポートメニューの申込みは、基本メニューの申込みを条件とします。

12 訪問サポートの申込みは、設定代行の申込みを前提とします。訪問サポートのみの申込みはできないものとします。

附則 （平成26年12月10日 A C プ400162号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年12月10日から実施します。

（経過措置）

2 平成26年12月10日から平成27年3月31日までの間に、次表の当社のサービス（以下「当社SaaSサービス」といいます。）に係る契約者（本サービスと同時に申込があったと当社が認めた場合を含みます。）が本サービスに係る契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成26年4月30日までに行われた場合には、別紙1（料金表）の1（利用料金）に規定する料金（基本メニューに係る利用料及び多要素認証利用料（スワイプ認証のものに限ります。）に限ります。）を平成27年4月30日まで適用しません。但し、本サービスに係るID数が、当社SaaSサービスの利用に必要なIDの数の合計を超えた場合は、その超えたID数ごとに料金表に規定する利用料金を適用します。

サービス
Biz メール
Biz e スケジューラ
Biz グループワーク
Biz ストレージ e フォルダ
Salesforce over VPN

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 3 日から実施します。

（料金等の適用）

2 平成 27 年 4 月 3 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、当社の所定の方法により ID Federation の契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約の申込みを承諾し、その提供の開始が平成 27 年 10 月 31 日までに行われたとき（当社の責めに帰すべき理由により提供を開始できなかったときはこの限りでありません。）は、提供を開始した日の属する料金月から3か月間（以下「無料期間」といいます）、次に掲げる数を上限にその利用料金の支払いを要しません。但し、いずれかの上限を超えた場合は、その超えた数について利用料金の支払いを要します。

区分	上限数
基本メニューに係る ID	1 0 0
本サービスに接続するアプリケーションの種類	5
多要素認証の種類	1

3 前項の無料期間中に、前項の表に掲げる区分に係る数に変更があった場合、その変更後の数については、前項の定めに従って取り扱います。

附則 （2015 年 12 月 10 日 AC プ 500285 号）

（実施期日）

この改正規定は、2015 年 12 月 10 日から実施します。

附則 （2016 年 1 月 8 日 AC プ 500326 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 1 月 14 日から実施します。

附則 （2016 年 3 月 30 日 AC プ 500425 号）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附則 （2016 年 11 月 24 日 AC プ 00114508 号）

この改正規定は、平成 28 年 11 月 28 日から実施します。

附則 （2019 年 9 月 11 日 AC 企 00541561 号）

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

附則 （2020 年 3 月 6 日 AC プ第 00613929 号）

この改正規定は、2020 年 3 月 25 日から実施します。

附則 （2021 年 3 月 4 日 APS 2 サ第 00751991 号）

この改正規定は、2021 年 3 月 10 日から実施します。

附則 （2021 年 9 月 30 日 APS 2 サ第 00832607 号）

この改正規定は、2021 年 10 月 4 日から実施します。

附則 （2022 年 3 月 1 日 APS 2 サ第 0088652 号）

この改正規定は、2022 年 3 月 4 日から実施します。

附則 （2022 年 11 月 11 日 CNS サ第 00983006 号）

この改正規定は、2022 年 12 月 26 日から実施します。